

家庭系ごみの有料化制度の目的と主な内容について

1 目的

家庭系ごみの有料化とは、日常生活に伴って家庭から発生するごみの処理に係る手数料を排出者から徴収する仕組みである。

本市では、処理手数料を徴収するごみの種類を「家庭ごみ」とし、「資源化物」を対象から外すことで、経済的インセンティブによるごみの減量および分別促進によるリサイクルの向上を図るほか、将来の施設整備の財源や環境施策を充実させることを目的としている。

また、このことにより、次のような効果が得られることとなる。

(1) ごみに対する意識の向上

ごみの排出者は、処理手数料を負担することにより、ごみの減量やリサイクルに対する関心が高まり、ごみになりにくい製品の選択や過剰包装を断るなど、環境にやさしいライフスタイルへの見直しにつながる。

(2) 負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた処理手数料を徴収する仕組みとすることで、公平化が図られる。

(3) 処理手数料相当額の活用

本市では、「家庭ごみ」の処理に年間約23億円（※1）もの費用がかかっているが、処理手数料の約4億6千万円をその一部として充当することにより、その相当額を、将来のごみ処理施設建設に係る費用の基金や循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策に活用することができる。

※1…平成27年度の家庭ごみ収集運搬費用に、家庭ごみの溶融・埋立処分に要した費用をごみの重量で案分して算出したものを加算したもの。

(4) 管理経費の削減等

ごみの排出量が減少した場合、収集運搬車両の走行距離やごみ処理施設の運転日数を減らすことも可能となり、管理費用の軽減および最終処分場の延命化も図られることとなる。また、将来のごみ処理施設の更新に当たり、その規模を縮小することが可能となり、建設費用の削減が図られる。

2 制度の主な内容

(1) 処理手数料の徴収方法

平成22年7月の秋田市廃棄物減量等推進審議会の答申では、「平成9年度から実施している指定ごみ袋制度が広く市民に定着していることから、処理手数料は指定ごみ袋に上乗せして徴収することが適当」とされており、本市では、家庭ごみ用袋を一新し、処理手数料を上乗せした「有料指定ごみ袋」を採用している。

(2) 対象とするごみ

同答申では、「家庭ごみに混在している資源化物の分別促進の観点から、資源化物は対象外とすることが望ましい」とされており、「家庭ごみ」のみを対象としている。

ただし、地域の緑化推進等の理由から「剪定枝」「落葉・刈草」を、また、減らすことが難しいという理由から「おむつ」をそれぞれ対象外とした。

また、負担軽減措置として、腹膜透析実施者やプライバシーの観点から資源化物用の袋でおむつを排出することに抵抗のある世帯については、有料指定袋を一定枚数無償配布している。

(3) 処理手数料の体系

同審議会では、購入したごみ袋の枚数に応じて処理手数料を負担する「単純比例型」と、一定量までは無料でごみ袋を配布し、それを超えた場合は処理手数料を負担する「一定量無料型」について審議し、ごみ袋1枚目から経済的インセンティブによるごみの減量を期待で

き、かつ公平性が保たれる「単純比例型」が適当であるとした。また、分かりやすく、多くの自治体でも導入されているため、本市も「単純比例型」を採用している。

【単純比例型と一定量無料型】

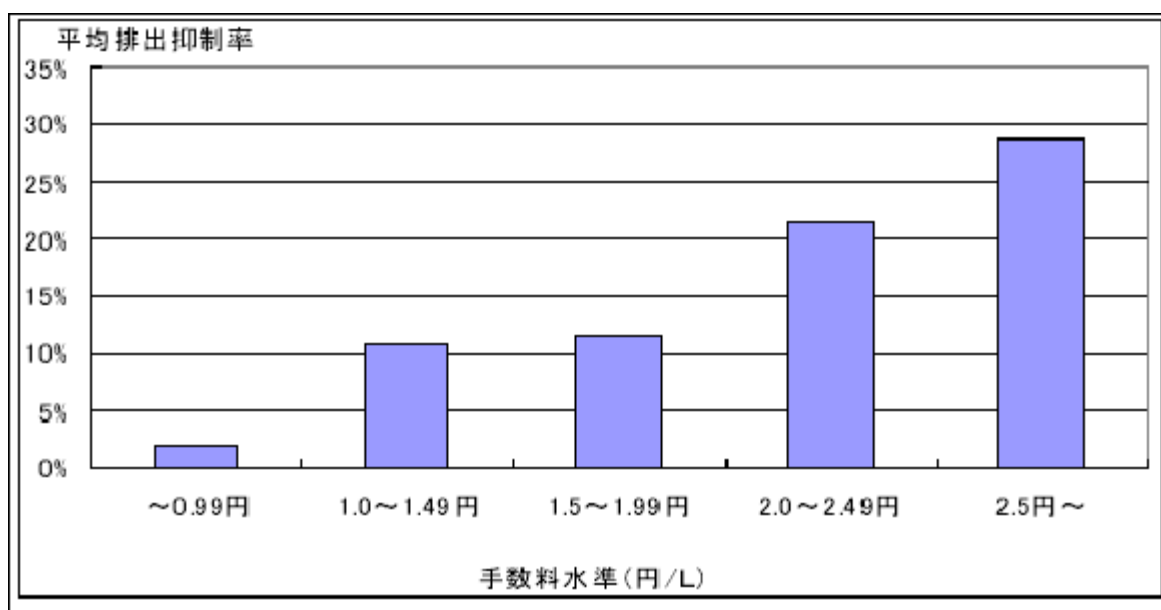


(4) 処理手数料の設定

同答申では、処理手数料はごみ減量のインセンティブとなるが、市民に過度な負担とならない設定が必要であるとしており、既に家庭系ごみの有料化を実施している他都市等を考慮するとともに、10%程度の減量効果を見込めるような適度な負担感を考えると、袋の容量表示1ℓ当たり1円が適当であるとされた。

本市としても同答申や当時、環境省から示された資料を踏まえ、1ℓ当たり1円が適当であると判断した。

【手数料水準と平均排出抑制率】



(平成19年6月 環境省資料)